

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きがけの翌日)  
(当日起きがけの翌日)

十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

- ◇ 告示 指定老人訪問看護事業者の指定（二件）（医務薬事課）
- 保険薬剤師の登録（保険課）
- 土地改良区の役員の就任（農村整備課）
- 土地改良区の役員の就退任（アグリ）
- 土地改良区の役員の退任（アグリ）
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 都市計画の変更予定（二件）（都市計画課）
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（アグリ）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公告 猛銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

## 鳥取県告示第七百五十二号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成六年十月二十一日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百五十一号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成六年十月一日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条

- 一 指定老人訪問看護事業者の名称
- 二 社団法人鳥取県看護協会
- 三 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地
- 四 鳥取市江津三一八一一
- 五 老人訪問看護ステーションの名称

四 鳥取県看護協会訪問看護ステーションの所在地  
老人訪問看護ステーションの所在地  
鳥取市江津三一八一一

### 鳥取県告示第七百五十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成6年11月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
乾 和 美	鳥選第九〇九号	平成6年十月二十四日

### 鳥取県告示第七百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成6年11月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第七百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐陀川右岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

監事  
田村義宏  
松村隆吉  
小杉光  
任期四年

平成3年1月23日就任

渡辺照夫  
村側貢  
濱田博美  
伊達禮  
青木鐵雄  
中本武志  
相賀功  
長谷川孝雄  
木村一郎  
鴨谷順夫  
仲石總夫  
米子市日下二七七一一  
米子市尾高一八九  
西伯郡淀江町大字小波九九四  
米子市福万三三四  
米子市尾高一八九  
米子市福万三三四

西伯郡淀江町大字小波九八二一一  
西伯郡淀江町大字中間四六〇  
西伯郡淀江町大字中間六五一一一  
米子市尾高八八九  
米子市尾高一二四八  
米子市尾高一七八八  
米子市尾高一四二七  
米子市下郷三一八  
米子市泉一五九一一  
米子市泉一九

就任した役員の氏名及び住所  
理事 吉田光良 西伯郡淀江町大字小波二四二二

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中本武志 米子市尾高一四二七

平成三年十二月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 戸田薰 米子市尾高一〇七五

平成四年四月二日就任 任期平成七年一月二十二日まで

#### 鳥取県告示第七百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり宇野山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 松村光治 東伯郡羽合町大字宇野七八四  
監事 尾嶋昭男 東伯郡羽合町大字宇野七九八

#### 鳥取県告示第七百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市西大路字松ノ木、杉崎字長吉及び字下永吉、津ノ井字柳ノ丁、北園二丁目、北園二丁目、円護寺字北谷口、字北谷山、字浜田及び字中河原並びに覚寺字堤下式、

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市賀露町字西浜一七五七の一九四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

#### 鳥取県告示第七百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

なお、当該都市計画の案は、平成六年十一月八日から平成六年十一月二十二日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）及び国府町役場（岩美郡国府町町屋305-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成六年十一月二十二日までに知事に意見書を提出することができる。

平成六年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

#### ○市街化区域

追加する部分

平成6年11月8日 火曜日

## 鳥取県公報

字西尾田、字拾上、字流田、字堤下三、字七反田、字下丁町、字上丁町、字目当、  
字砂田及び字妙見  
変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字中浜、字湊ノ三及び字米倉、湖山町一丁目、湖山町北四  
丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂七丁目、  
岩倉字棚田、北村字恵磯谷、字花色、字横繩手及び字上菖蒲田、本高字立見、字多  
治見、字茶屋土居下、字玉川、字向白木及び字白木西分、的場字大桶詰、叶字桶詰  
メ及び字四反田、西大路字桶詰並びに津ノ井字下砂田、字船田、字五反田及び字朽  
添

## 削除する部分

## 鳥取市叶字横繩手

## ○市街化調整区域

## 変更する部分

鳥取市賀露町字西浜、字中浜、字湊ノ三及び字米倉、湖山町西一丁目、湖山町北  
四丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂七丁目、  
北村字恵磯谷、字花色、字横繩手及び字上菖蒲田、本高字立見、字多治見、字茶屋  
土居下、字玉川、字向白木及び字白木西分、的場字大桶詰、叶字四反田、字桶詰メ  
及び字横繩手、西大路字松ノ木及び字桶詰、津ノ井字下砂田及び字船田、杉崎字下  
永吉及び字長旨、北園一丁目、北園二丁目、円護寺字北谷山、字北谷口、字中河原  
及び字浜田並びに覚寺字妙見、字砂田、字目当、字下丁町、字流田、字拾上及び字  
西尾田

## 削除する部分

鳥取市津ノ井字柳ノ丁、字桁添及び字五反田、岩倉字棚田並びに覚寺字堤下式、  
字堤下三及び字上丁町

## 鳥取県告示第七百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項の規定に基づき、次の都市

計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定  
により告示する。

なお、当該都市計画の案は、平成六年十一月八日から平成六年十一月二十二日まで鳥  
取市役所（鳥取市尚徳町一一六）及び国府町役場（岩美郡国府町屋305-1）におい  
て公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成六年十一月二十二日までに知事に意見書を  
提出することができる。

平成六年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

## 鳥取都市計画用途地域

## 二 都市計画を変更する土地の区域

## 1 第1種住居専用地域

## 追加する部分

北園一丁目、北園二丁目、若葉台南一丁目並びに香取字小山谷西側及び字宮ノ鼻  
変更する部分

湖山町南三丁目並びに香取字小山谷、字元結西側及び字権現

## 2 第2種住居専用地域

## 追加する部分

北園二丁目、円護寺字北谷山、字北谷口、字中河原及び字浜田並びに覚寺字妙見

変更する部分

岩倉字坂谷、字井後及び字棚田、卯垣、卯垣四丁目、湖山町南四丁目、浜坂一丁  
目、浜坂二丁目、浜坂七丁目、江津字新田、字上土居、字中瀬、字敷ノ内及び字  
土橋並びに秋里字東皆竹及び字敷ケ土手

## 削除する部分

鳥取市岩倉字尺山及び字下沢、江津字昭和、字外河原及び字三嶋河原

## 3 住居地域

## 追加する部分

西大路字松ノ木並びに覚寺字堤下式、字堤下三、字西尾田、字拾上、字流田、字下丁町、字砂田、字七反田及び字妙見

## 変更する部分

湖山町西一丁目、秋里字東皆竹、字藪ヶ土手及び字三嶋、江津字三嶋河原、叶字四反田及び字樋詰メ、的場字大樋詰、西大路字樋詰、賀露町字西浜、字湊ノ三、字米倉及び字中浜、湖山町北四丁目並びに香取字小山谷及び字元結西側

## 削除する部分

若葉台南一丁目並びに香取字宮ノ鼻、字小山谷西側及び字権現

## 4 準工業地域

## 追加する部分

津ノ井字船田、字柳ノ丁、字下砂田、字桁添及び字五反田並びに杉崎字下永吉及び字長吉

## 変更する部分

叶字横縄手及び字四反田

## 5 工業専用地域

## 変更する部分

鳥取市北村字恵磯谷、字花色、字上菖蒲田及び字横縄手並びに本高字向白木、字白木西分、字玉川、字茶屋土居下、字立見及び字多治見

## 鳥取県告示第七百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞が関三丁目八一一

地域振興整備公団

総裁 工藤敦夫

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 岡 俊夫

## 二 事業施行期間

工区	変 更 前		変 更 後	
	全体事業施行期間			変更なし
第一工区	第三十二工区	昭和六十三年十月二十八日から	第三十二工区	昭和六十三年十月二十八日から
第二工区	第三十二工区	平成三年三月三十一日まで	第三十二工区	平成三年八月三十一日まで
第三工区	第三十二工区	変更なし	第三十二工区	変更なし
第四工区				
第五工区				
第六工区				
第七工区				
第八工区				
第九工区				

第十九工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十一日まで	第二十一工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで	第十九工区
第十九工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで	第二十二工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで	第二十工区
第二十一工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで	第二十三工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで	第二十一工区
第二十一工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十一日まで	第二十四工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで	第二十二工区
第二十六工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成九年三月三十一日まで	第二十五工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成八年三月三十一日まで	第二十三工区
第二十七工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十二年三月三十一日まで			第二十四工区

第十八工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十一年三月三十日まで	第二十九工区	昭和六十三年十月二十八日から 平成十三年三月三十日まで
施行地区の区域		施行地区の全体区域 変更する部分	
鳥取市生山字細谷、字池平、字芳ヶ谷、字奥山立口、字私都谷及び字菖蒲谷、香取字元結西側及び字小山谷並びに紙子谷字門所谷及び字門上谷の各一部			
追加する部分 鳥取市生山字瓢箪谷及び萬ヶ谷の各一部			
第一工区 第二工区 第三工区 第四工区 第五工区 第六工区 第七工区 第八工区 第九工区 第十工区 第十一工区 第十二工区 第十三工区 第十四工区 第十五工区 第十六工区	変更なし		

		第十七工区 変更する部分 鳥取市生山字海老谷及び字蝦谷の各一部
第十八工区	削除する部分 鳥取市生山字高畑、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全部 並びに字大池平、字山建平、字山立平、字細谷、字奥山立平、字狸谷、 字奥山立、字奥山立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷 の各一部	追加する部分 鳥取市生山字砥石場の一部 変更する部分 鳥取市生山字水堤、字大休、字蝦谷及び字海老谷の各一部
第十九工区（変更前第十八工区の一部）	削除する部分 鳥取市生山字大休及び字堺覆谷の各全部並びに字新前田、字砥石場、 字長谷、字水堤、字堺覆平、字大池平、字捨樋谷、字松ヶ谷、字大堤、 字大休ミ及び字蝦谷の各一部	追加する部分 鳥取市生山字海老谷、字細谷及び字蝦谷の各一部
第二十工区（変更前第十八工区の一部）	削除する部分 鳥取市紙子谷字門上谷、海藏寺字池ノ谷並びに生山字松ヶ谷、字菖 蒲谷、字二ツ橋、字捨樋谷及び字新前田の各一部 追加する部分 鳥取市生山字水堤、字池ノ平及び字大休の各一部	
第二十一工区（変更前第十八工区の一部）	削除する部分 鳥取市生山字捨樋谷、字松ヶ谷、字門上谷、字長谷及び字門所谷的 各一部 追加する部分 鳥取市生山字細谷、字芋谷、字水堤及び字蝦谷の各一部	

第二十二工区（変更前第十八工区の一部） 削除する部分 鳥取市香取字袋谷口、字小山谷及び字元結西側の各一部	第二十三工区（変更前第十八工区の一部） 追加する部分 鳥取市生山字芋谷、字池ノ平及び字水堤の各一部
第二十四工区（変更前第二十二工区） 追加する部分 鳥取市生山字奥山立第一、字細谷、字奥山立平、字狸谷及び字蝦谷の各一部	第二十五工区 追加する部分 鳥取市紙子谷門上谷及び字門上谷の各一部
第二十六工区（変更前第二十一工区） 追加する部分 鳥取市生山字捨樋谷、字松ヶ谷及び字長谷並びに紙子谷門上谷の各一部	第二十七工区（変更前第十九工区） 追加する部分 鳥取市生山字大堤の全部並びに字新前田、字砥石場、字長谷、字水堤、字堀覆平、字大池平、字捨樋谷、字松ヶ谷及び字大休の各一部
第二十八工区（変更前第十八工区の一部） 追加する部分 鳥取市生山字高畑及び字穴田の各全部並びに字池平、字芳ヶ谷、字奥山立口、字奥山立第一、字細谷、字山立平、字奥山立平、字芋谷、字池ノ平、字水堤、字大池平、字新前田、字私都谷、字萬ヶ谷及び字瓢箪谷の各一部	

## 第二十九工区（変更前第二十工区）

追加する部分

鳥取市紙子谷門上谷、海藏寺字池ノ谷並びに生山字松ヶ谷、字菖蒲谷、字二ツ橋、字捨樋谷及び字新前田の各一部

## 四 事務所の所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

## 五 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十八日

## 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

## 七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

## 八 変更認可の年月日

平成六年十一月二日

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第八十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十一月八日

鳥取県公安委員会委員長 松 本

敬

平成6年11月8日火曜日

島取県公報

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	恐竜天国2	豊丸産業株式会社
"	C R 恐竜天国V2	"
"	ドンファン2	"
"	ニューシーザー2世	"
"	C Rメロディーボックス	株式会社ソフィア
"	フリーゲームEX	"
"	ロイヤルクイーン	"
"	C Rハニーフラッシュ	"

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
平成6年12月2日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市横町1丁目160 鳥取県西部総合事務所 本館3階第6会議室	八橋、米子、境港、溝口及び 黒坂の各警察署の管内に居住 する者	
平成6年12月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署 会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者	
平成6年12月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び 浜村の各警察署の管内に居住 する者	

## 公 告

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間  
(2) 講習課目

1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年11月8日

島取県公安委員会委員長 松 本 健

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習

- 5 講習受講手数料及びその納付方法  
(1) 講習受講手数料 2,200円

島取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可（法第4条第1項第1号の規定による猟銃  
又は空気銃の所持の許可をいう。以下同じ。）の更新を受けようとする者  
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号の規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法  
(1) 講習受講手数料 2,200円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書には  
り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

- 6 携行品  
筆記用具及び印鑑